

## 板橋区自転車安全利用推進委員会設置要綱

(平成15年3月25日区長決定)

(目的)

第1条 この要綱は、東京都板橋区自転車安全利用条例(平成15年板橋区条例第9号。以下「条例」という。)第7条に定める自転車安全利用推進委員会の設置に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(自転車安全利用推進委員会)

第2条 自転車安全利用推進委員会(以下「委員会」という。)は、条例の目的を達成するため、自転車の安全利用に関する意識の啓発活動の支援、事業の推進、調査研究及びその他必要と認める事項について連絡協議する。

(組織)

第3条 委員会は、会長及び区長に委嘱された別表1に掲げる委員をもって構成する。

2 会長は区長とする。

3 会長は、委員会を代表し、会を招集するとともに会務を総理する。

4 会長が必要と認めたときは、委員以外の者に出席を求め、意見を聴くことができる。

(会議)

第4条 委員会の会議は必要の都度、開催する。

(自転車安全利用連絡会)

第5条 各地域における活動の円滑化を図るため、委員会の下に自転車安全利用連絡会(以下「連絡会」という。)を設置する。

2 連絡会は、別表2に掲げる会員をもって構成する。

3 連絡会は委員会の協議の結果を実行し、また地域の意見等を報告及び提言する。

(事務局)

第6条 委員会及び連絡会の事務局は、板橋区土木部土木計画・交通安全課に置く。

(その他)

第7条 本要綱に定めのない事項については、土木部長が定める。

付 則

この要綱は、平成15年4月1日より施行する。

付 則

この要綱の一部改正は、平成25年4月1日より施行する。

付 則

この要綱の一部改正は、令和3年4月1日より施行する。

## 自転車安全利用推進委員会名簿

会長	板橋区長
委員	板橋警察署長
委員	志村警察署長
委員	高島平警察署長
委員	板橋交通安全協会長
委員	志村交通安全協会長
委員	高島平交通安全協会長
委員	板橋区商店街連合会長
委員	板橋区町会連合会長
委員	東京都自転車商協同組合板橋代表
委員	区立小学校長会長
委員	区立中学校長会長
委員	区立小学校PTA連合会長
委員	区立中学校PTA連合会長
委員	都立高等学校代表
委員	板橋区土木部長

## 自転車安全利用連絡会名簿

幹事長	板橋区土木部長
幹事	板橋警察署交通課長
幹事	志村警察署交通課長
幹事	高島平警察署交通課長
幹事	板橋交通安全協会副会長
幹事	志村交通安全協会副会長
幹事	高島平交通安全協会副会長
幹事	板橋区商店街連合会交通防犯委員長
幹事	板橋区町会連合会地域安全部長